

70歳以上 3割負担の世帯

所得区分	限度額区分	世帯単位 (外来+入院)	年間 上限額
課税所得 690万円 以上	現役並みⅢ ※限度額認定証 不要	270,300円 <140,100円※1> 総医療費が901,000円を超えた ときは超えた分の1%を加算	168万円
課税所得 380万円 以上	現役並みⅡ	179,100円 <93,000円※1> 総医療費が597,000円を超えた ときは超えた分の1%を加算	111万円
課税所得 145万円 以上	現役並みⅠ	85,800円 <44,400円※1> 総医療費が286,000円を超えた ときは超えた分の1%を加算	53万円

70歳以上 2割負担の世帯

所得区分	適用 区分	個人単位 (外来のみ)	世帯単位 (外来+入院)	年間 上限額
課税所得 145万円 未満	一般 ※限度額認定証 不要	22,000円 (年間上限 216,000円)	61,500円 <44,400円※1>	53万円 ※4
非課税 世帯	低所得Ⅱ ※2	11,000円 (年間上限 96,000円)	25,700円 <24,600円※1>	29万円
	低所得Ⅰ ※3	8,000円	15,700円	18万円

(※1) 療養があった月以前の12ヶ月以内に、世帯単位の高額療養費の該当が4回以上ある場合の4回目以降の自己負担限度額です。

(※2) 世帯主及び世帯員(国保被保険者)全員が市県民税非課税の世帯の70歳以上の被保険者

(※3) 世帯主及び世帯員(国保被保険者)全員が市県民税非課税かつ所得0円(年金収入のみの場合82万6,500円以下)の世帯の70歳以上の被保険者

(※4) 一部の方は41万円の場合があります。